

【参考資料】

朝霞市固定資産評価審査委員会条例及び朝霞市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

第 1 条関係 (朝霞市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

改正後	改正前
<p>(書面審理) 第 6 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成14年法律第151号。以下「<u>情報通信技術活用法</u>」)と <u>いう。</u>) <u>第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u> 3・4 (略) 5 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術活用法第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して反論がされた場合には、前項の規定に従って反論書が提出されたものとみなす。</u> 6 (略)</p>	<p>(書面審理) 第 6 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> (平成14年法律第151号。以下「<u>情報通信技術活用法</u>」)と <u>いう。</u>) <u>第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u> 3・4 (略) 5 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術活用法第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して反論がされた場合には、前項の規定に従って反論書が提出されたものとみなす。</u> 6 (略)</p>

議案第38号新旧対照表

第2条関係 (朝霞市行政不服審査法施行条例の一部改正)

改正後	改正前
<p>(交付の方法)</p> <p>第4条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によって行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成14年法律第151号) 第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法</p>	<p>(交付の方法)</p> <p>第4条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によって行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> (平成14年法律第151号) 第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法</p>